



山形県公報

平成22年2月16日（火）
第2118号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 国定公園の公園事業の概要……………（みどり自然課）…141
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（森 林 課）…同
- 同……………（ 同 ）…142

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（出 納 局）…144
- 一般競争入札の公告……………（病院事業局）…145

告 示

山形県告示第121号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により決定した蔵王国定公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

なお、関係図書は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課並びに上山市役所において縦覧に供する。

平成22年2月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公 園 事 業 の 名 称	事 業 地	施 設 の 規 模
御田ノ神園地事業	上山市蔵王地内	区域面積 8.9ヘクタール

山形県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年2月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市羽黒町川代字東増川山・字西増川山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東増川山・字西増川山（以上2字について次の図に示す部分に限る。）
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。



(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市添川字渡戸沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年2月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字佐渡字佐渡沢山・大字京塚字小豆沢山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字向居字桜林（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡真室川町大字及位字黒森山・字金倉山・字中ノ股沢山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字黒森山・字金倉山・字中ノ股沢山（以上3字について次の図に示す部分に限る。）
 - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒森山・字金倉山・字中ノ股沢山（以上3字について次の図に示す部分に限る。）
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
最上郡真室川町大字差首鍋字西川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字西川山（次の図に示す部分に限る。）
 - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西川山（次の図に示す部分に限る。）
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
最上郡大蔵村大字南山字永松山・字千本松山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字永松山・字千本松山（以上2字について次の図に示す部分に限る。）
 - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字永松山・字千本松山（以上2字について次の図に示す部分に限る。）
 - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
最上郡真室川町大字大沢・大字差首鍋・大字釜淵字大滝・大字及位字中の股沢山（以上4大字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字中の股沢山（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字大沢・大字差首鍋・大字釜淵字大滝・大字及位字中の股沢山（以上4大字について次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡金山町大字中田（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字中田（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備えて置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年 2月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) ノート型パソコン 600台

(2) 充電式保管庫 26台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721

3 落札者を決定した日 平成22年1月21日

4 落札者の名称及び所在地

リコー東北株式会社山形支社 山形市松波一丁目14番14号

5 落札金額 64,782,375円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年12月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年2月16日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成22年3月30日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 4,400キロリットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者等に関する公告（平成21年1月27日付け山形県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課用度係 電話番号023(685)2623

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成22年3月18日（木）午後3時までに山形県立中央病院経営戦略課用度係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 4,400kl
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 30, 2010

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623